

令和5年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日 金曜日 午後3時02分から午後4時13分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 浩司	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	
推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	

4 欠席委員 (1名) (推委8番 金本 常由)

5 議事録署名委員の決定 (14番 江原 宏昭、 1番 前田 繁昌)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	坂田真寛
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局

それでは、只今から始めさせていただきたいと思います。議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長

今日は、ご苦労さんでございます。

寒い中で、また、今日から一気に寒くなったなということでございますが、体に気を付けながらやっていくという中ですね、農作業を見てますとですね、結構、雪で被害があったということですけども、ブロックコリーとかネギとかの問題もあってですね、検討せないけんということでいろいろ工夫されておりますが、牛に関しては、ニュースを見ると、非常に餌が高くなつて、非常に北海道のほうでは、酪農を続けることが出来ないということで、何百万も、1年間に700万、800万も赤字になるから辞めるというようなことも、ニュースの中で見ておるようなことでございますが、県内では、本当にそれなりの工夫をせないけんということでやっておられます。本当に、鶏に関してもですね、あって、玉子が高くなつたというようなことであるわけですが、本当にですね、今のところでは、気象障害とか、いろんな地域の中での農業の困難なところがございます。ながらですね、じっとしとつらいけんわけですが、本当に今後としても考えていかなければ、その中で、意識的なものがですね、農業したくないということで、農業から離れていくようなことがどんどんあればですね、農業委員会としても斡旋もしていかなければ、ということになってくる。だけども、皆さんがあなたがもう手いっぱいだということなんで、本当に新たな後継者をつくっていかないとということで、本当に大事な時期に入ったかなあということでございます。

その中ですね、皆さんがあなたが本当に、地域でどういう具合にして本当に役割分担とか、そういうことによってですね、農地を守れ守れって言われてもですね、持てる範囲が決まっておるわけとして、その中の扱い手が非常に不足しとするということなんで、本当にこれから本当に毎年毎年、非常に扱い手問題等が出てきています。

選果場、梨なんかで見みますとね、なかなか選果場問題についてですね、鳥取県に1つでええじゃないかということで、審議せいということで、鳥取県で1つの選果場を建てましょうと。「どのくらい掛かるだ」って言ったら、「120億ぐらい掛かるじゃないの」っていうような話ですわな、簡単に言うとね。数字が違うなというぐらいの考え方でおるわけとして、今は西部で、選果場を1つ建てようかということでやっていかないけんな、ということで、今、県に1つにするのか、東中西でそれなりの工夫をして作るのか、いろんな問題が出ております。問題点は、選果場の中に働く人がいないということになっておるわけとして、どこの部分にしてもですね、組織の中での選果場というものの、ブロックコリーだらあがネギだらあが、既にその働く人が非常に不足しとると。作る人はつくってやっていかないと、規模拡大なり農地が守られていかないと。

縮小しては駄目だということで、如何にするかということは非常にこれから的问题になってくるじゃないかと思われておりますし、その中で、本当に、地域間で協力しながらやっていくのは、農業委員会として土地、それから農地をどういう具合に皆さんにまとめていってですね、広域な優良農地を大切にして放棄地をつくらないようにするかっていうのが、私たちの使命じゃないかと思っておりますので、これから本当に農業委員としての立場、活動というのは十分に活かしていかないと、本当に放棄地が出てしまうというわけとして、本当にこれから、あと残された期間でございますが、後に全部が全部辞めるわけではないですから、地域としての、それから、これまで勉強してきたことについてですね、地域に帰られて、今度出なくとも、その中で次の農業委員さんが出てきたら、協力して対応していただいてですね、地域が活性化なるようにお願いしたいということで、始めに当たってのご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、今日の欠席は1名、推進委員の8番委員さんが欠席ということで、この会が成立することを、ここに宣言いたします。

署名委員の決定でございますが、14番委員さんと、1番さん、よろしくお願いいたします。

議長 会務報告、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (1月10日) ・定例農業委員会について。
- (1月16日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (1月23日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- (1月26日) ・国と地方の協議の場（農地転用許可制度・農業振興地域制度）について。
- (1月27日) ・大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会、新規就農関係事業に関する審査会について。
- (2月 1日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (2月 6日) ・鳥取県農業委員会職員ブロック研修会について。

議長 会務報告ございましたが、これについて何か質問があれば。ないようですので、議事に入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号2番、〇〇、畑7筆、合計52, 922m²。反当※円の売買です。譲渡人、譲受人は、それぞれ記載のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当いたしません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長

事務局からご説明ございました。

現地確認委員の農委3番さんから、よろしくお願ひいたします。

農委3番委員

はい。すみません、座って失礼します。

本日午前中に、農委10番委員、農委11番委員、そして事務局と4人で見に行ってまいりました。実はもう〇〇地区、真っ白です。全く見えないと書きましたが、正解でございました。

まず、〇〇〇のほうですが、こちらはまだ雪が少なくて、からし菜系の葉っぱが見えました。枯れ草等は一切立っておらず、きれいに管理してあるんじゃないかと思われるというふうに確認しております。〇〇の〇〇〇のほうですが、こちらはもう30センチ以上の雪がありまして、圃場のほうは全く見えない状態でございました。ただ、現地に向かうときに、耕作放棄地と思われるようなところが草が結構立っているのが見えています。その中で、草が一切見えないということは、きれいに管理されているのではないかと想像して帰ってまいりましたので、ご審議のほうよろしくお願ひします。

議長

現地確認のご説明ございました。

これについて、何かご質問あれば。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員

4番です。今、現地確認では雪があつて現状は分からぬけども、管理はされてるだろうということでございましたけども、それはそれとして、全体で5ha以上の農地を譲受人さんのほうが、□□□って書いてありますので、養蜂をされるということでしょうか。それと、譲受人の現耕作面積が3.8haほどって書いてありますが、この農事組合法人さんは私の知ってる限りではあつちこっちにたくさん同じような状況で、まだこれ以上の面積があるとは思うんですけど、何かちょっとここに書いてある面積が少ないなと。それで規模拡大されるというようすけども、本当に養蜂のためにされるのかどうなのかちょっと。これだけの面積が養蜂のために必要なのか、どうなかつていうのが非常に不審に思っておりますし、その辺、まずは譲受人さんの現耕作面積、これが正しいかどうか。確か、名和や中山にもたくさん持っておられますし、名和のほうもあちこち、〇〇〇〇さんの南側なんかも、あそこで3ha以上あろうかと思いますし、あちこちにあると思うんですけども、それだけあって、なおかつまだ5haも必要なのか、その辺のところがちょっと疑問に思うところなので、分かることがあれば教えてください。

議長

事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。只今のご質問でございますが、以前に3.9ha程、□□□□□で所

有されております。ここで養蜂の蜜源として事業をされているということでございますが、そこも事務局のほうで一応現地確認はさしていただきましたが、菜の花が植わっているような状況で、全てきちんと管理されておりました。このたび、規模拡大ということで、新たに5.3haということになります。で、法人ですので、農地所有するために農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。毎年、報告書を提出していただく必要があるわけですが、その報告書を確認、毎年しておりますと、要件であります売上げの過半が、農業に関連する事業、それから議決権の過半が農業従事者等、議決権を有する社員の過半が農業従事者等、それから最後に、役員の過半が農業従事者、尚且つ、うち1人以上は農作業従事者ということで、確認のほうはさしていただいております。以上でございます。

議長

何か質問とちょっと合ってないのか、ちょっと。その辺がちょっと、農委4番さんの質問と、ちょっと合ってるのかどうなかちょっと気になる部分があるんですけど。

農委4番さん、どうなさいな。

農委4番委員 4番です。

要は、譲受人さんの現耕作面積が3.89haと書いてあるのが、正しいですかという。

事務局

はい、お答えします。38,966m²、農地所有しているっていうのは間違いないありません。ただ、それ以外に、例えば山を切り開いて、もしかしたらされてるところもあるかもしれませんがそこまでちょっと確認が出来ておりません。恐らく、この◇◇さんが、構成員である◇◇さんの所有の農地を、利用権設定されず耕作されていたところもあると思います。それが今回3条で申請が上がってきたということでございます。

農委13番委員 ちょっと関連。

議長 13番さん、農委13番さん。

農委13番委員 13番です。

今、農委4番さんが言われるように、ここは菜の花は確かに植えてあるんですけど、かつて何年か前に、恐らくですけど、養鶏をやっておられて、◆◆◆◆っていうですかね、やっておられて鶏舎を建てるからということで話があつたんですけど、いろいろ排水とか、そういったことで、ちょっと止めてしまわれたんですけど。そのときにですね、いわゆる、その部落山っていいますか、そういうところを貸してくれということで、そこに鶏糞を捨てるというようなことがあってですね、ちょっと、一悶着あったことがかつてありました。何かそのときにも養蜂ということだったんですが、実態はなんかあまりやっておられないということで、何かその辺がちょっと胡散臭いなと思ってるんですけど。言われるように、そんなにそんなにたくさん養蜂をしておられるように見えないと思うんですけど、何か捨場に困ってっていうようなことが、これちょっとはっきりとは断言出来ませんけど、ここじゃなくて、養蜂じゃなくて、養鶏

のほうに使われるんじゃないかなというような、そういうようなちょっと危惧があるんですけど、販売の実績っていうのは先ほどの報告ではちょっとよく分からんのですが、目的が違った場合でも、それは許可してもいいのかどうかちょっとその辺は私もよく分からんんですけど。かつて、そういうことがあったということだけで、ちょっと報告をしておきます。以上です。

事務局

はい。繰り返しになりますけれども、ここの、今、このたび出てきたところの農地につきましては、□□□□の構成員である◇◇さん、◇◇さんが所有していて、以前から使用されていたというところのようとして、現場を全て見ましたけども、菜の花は植わっていたということあります。もちろん、その鶏糞の捨場だけの目的で実施をされるんであれば、この農地としての使い方ではないかなというふうに考えておりますが、聞き取り及び養蜂事業をされるということで、事務局としては確認をしたところでございます。

議長

今の面積に対して、管理されて植え付けされて花が咲いとるという形での販売、現場では見てるのに本当に花が咲いて実際に捨場でなくしてですね、菜の花が咲いとるということなんで。これまでの実績になれば、とりあえず、今の農委4番さんが言うのは、面積が不透明で、これでない、もっとあるんじゃないかなということがあって、その部分については、あれば今後申請してほしいと、という形での対応の仕方でどうでしょうかということで、今、この申請された分については、種を蒔いて花が咲くという形での申請ですので、それでいいんじゃないかなという形での判断しか、ここでは出来ないんじゃないかなと。それで、まんだ中山にあたりなんかしてるについては、漏れとるから新たに申請をしてほしいという形でのやり方を事務局としてやらなきゃいけんじゃないかなという形じゃないかな、農委4番さん。

農委4番委員 4番です。

耕作面積、「現耕作面積が少ないですか」とは言いましたが、漏れてるとかなんとかっていう言い方はしてません。これで正しいんであればそれでいいですし、記載よりも、私としてはたくさんあちこちに作っておられるっていう記憶があったので、この面積よりは多いのかなと思って、ただ単にそれが間違いかどうなのか確認をしてほしいということで、漏れてるという言い方はしてません。

議長

申し訳ない。司会者が、変なこと言いまして申し訳ございません。ちょっと確認してですね、もう一遍答弁させますので。

それから、きちんと答弁してください、事務局。

事務局

すみません。繰り返しになりますけども、この5.3ha弱ですか、こちらのほうも、以前から、この□□□の構成員である◇◇さんの農地ですが、養蜂事業に使われていたということを確認しております。これ以外に、もしあるとするならば、農地として確認をして農地台帳に上げるということになろうかと思います。現状、実際に所有しているのは、この38,966m²、このたび新たに所有権移転で52,922m²の申請があったということでございま

す。

議長 農委4番さん。

農委4番委員 要は、個人の譲渡人の名義のところを、□□□が今までも使用しておったということで、貸し借りの契約はしてなかった。合意解約したわけでなしに、してなかったけども、改めて譲渡にして□□□が使うと。実質上はこれの合わせた面積を今まで使っておられたっていうことであれば、大体そのぐらいの面積だなあっては思いました。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

議長 理解してもらったでしょうか。

農委4番委員 はい、理解しました。

議長 はい。どうもありがとうございます。

その他に。この関連で、何か質問がありましたら。

(農委3番委員、挙手)

はい。農委3番さん。

農委3番委員 すみません、3番です。

先ほどの農委13番さんの件なんですけども、○○○も、○○○○○のほうも、すぐ近くに民家があります。もし仮に鶏糞を捨てるということであれば、多分苦情がしっかりと出てるんじゃないかと思われるような場所ではありました、ということで報告させてもらいます。

議長 現地確認の答弁としていいですか。現地確認としての、それとも現地確認でなしにただの個人の意見ですか。

農委3番委員 現地確認として、民家の近くの圃場ですよという意味で報告させていただきます。

議長 はい。どうも、ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

多数賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

6月下旬以降に皆様にお世話になりますて、農地パトロールを実施してきました。その中で農地の状況を確認していただきまして、農地でない場所については、秋にも再度、確認をしていただいたところです。その後、土地所有者等へは利用の状況や意向について確認をさせてもらい、もう耕作出来ない等の確

認が取れた土地については、農林水産課及び土地改良区へ確認を行いました。この度、最終的な非農地の判断ということで、2ページから8ページまでの計237筆について、議案に上程をさせていただきました。

非農地判断の対象地としてまとめたものを、8ページに集計表として付けております。今年度につきましては、登記地目が「田」に関してですけれども、65筆、面積にして21, 570. 32m²。登記地目が「畠」について、161筆、面積が74, 518. 59m²。「その他」と書いてありますけれども、登記地目が田や畠でないもの、例えば原野とか山林とかになりますが、それが11筆、面積にしまして10, 960m²です。ということで、合計が237筆の107, 048. 91m²となっております。以上です。

議長

今、事務局からご説明ございました。

番号の3番、それから番号の66番、140から142と144を除いて、何かご質問があればお願ひいたします。

ご質問、ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は、今言いました、番号3番、それから番号66番、番号140から142、それから144を除いて、この件に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

番号3番の農委5番さん、(議事参与の制限のため) 出てやってください。

(農委5番委員、退室)

番号3番について、何かご質問なりありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委5番委員、入室)

議長

農委2番委員さん、番号66番、140から142番、144番(議事参与の制限のため) 出てやってください。

(農委2番委員、退室)

これについて、何かご質問があれば。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番さん。

農委13番委員 すみません。前にも聞いたことはあるかも分かりませんけど、一応、これまで決定ということになった場合に、地目の登記簿とか農地台帳とか、この辺のは、以後はどういう扱いになるのか。その連絡が行った本人さんが法務局のほうに行って登記をしないと変わらないのか。あるいは、非農地になった場合ですか、耕作放棄地で何年かなると1. 8倍の固定資産税というのがあったと

思うんですけど、その辺の関連のことを含めて、ちょっと整理して教えていただけませんか。

事務局

議長

後で。

今の件については、後から、全てまとめて全体ですので、今の件については、農委2番さんについての番号については、賛成かどうかということを判定いたしますので、よろしく。

それでは、番号66番、140番から142番、それから144番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委2番委員、入室)

議長

事務局

今、質問ございました諸々について、事務局からご説明をお願いいたします。

はい。では、今後の予定について説明させていただきます。今後の予定としましては、個人さんには非農地の通知のほうをさせていただきます。また、関係機関のほうにも情報提供を行い、それから自然に農地でなくなったものについては、税務課のほうから法務局へ地目の変更の申出を行いますし、その他につきましては、個人さんで地目の変更をしていただくという流れになります。

課税強化のほうにつきましては、局長のほうから。

事務局

もう1点ご質問のありました農地の課税強化、1.8倍というご質問でございますが、このたびはあくまでも非農地ですので、課税強化につきましては、遊休農地で、パトロールで上がった場合に、それを機構に貸したいという意向以外の方、「自分で何とかする」ですとか、もしくは返事がないとか、そういう方について、その後ずっと遊休農地のままであったときに、機構が受けれるかどうか機構と協議します。機構が受けますといった農地につきまして、本人に機構と協議してくださいと。勧告して、なおも応じない場合に、固定資産税が上がるという流れになりますけども、あくまでも遊休農地の場合でございますので、ちょっと非農地、このたびの案件とはまた別のものになります。

今年度、ちなみに課税強化に繋がるような農地があったかどうかについてですが、来月報告させていただこうと思いましたけども、今年度は該当がありません。以上でございます。

議長

農委13番さん、大体分かりますでしょうか。

農委13番委員　　いや、ちょっとよう分からんんですけど。個人のほうには非農地の通知が行くと。で、関係機関のほうにも連絡が行くということで、税務課のほうから法務局のほうに通知があって法務局のほうで自動的に、その田や畠っていう農地が変わるわけですか。

事務局

はい。職権による登記の変更っていうのが、地方税法に基づく制度ですので、税務課のほうが、地目の変更を法務局のほうに申出して、そこで自動的に、自動的にといいますか、法務局側のほうで、地目の変更を確認の後にされると

いうものになります。

事務局 自然かい廃だけ。

事務局 自然に、自然的に農地でなくなった筆については。

農委13番委員 そうですか。

推委10番委員 地目変更は、個人がやらないと駄目でしょう。自動的になんて絶対できませんと思いますよ。だって俺、通知持っていますよ。ただ手続きが簡単にできる。農地の非農地証明は、農業委員会の事務局が、普通だったら、事務局に証明してもらわなければいけんだけども、非農地通知を持っているから、それをもって法務局に行けば、地目変更が簡単にできる。簡単って言えばおかしいけども。確かにそげだったで。

農委13番委員 確かね、△△町のほうでは、その辺をまとめて、農業委員会がやるのか税務課がやるかは分からぬけども、まとめて変更を法務局のほうにして変更すると、こういう記事が出てましたんで、そういう具合かなあと思ってたんですけど。今、推委10番さんが言われるように、自動的にはならないじゃないかなと思いますし、その場合の地目とか台帳なんかのほうはどういう形になるのか、その辺もちょっとお答えいただきたいなと。

事務局 はい。只今のご意見質問等でございますが、実はここ令和2年度3年度は、職権登記はしておりませんでした。元年度までは、何年かしておりました。このたび、やっぱりしたほうがいいだろうということで職権登記ということで、自然的に非農地になった農地については、税務課を通じて法務局に行って、自動的に地目が変わるということで予定をしております。以上でございます。

ちなみに、これは国のほうから、できればそうしてくださいという以前から通知が来ておりまして、県内でも、自治体によりまして、やってるところやつてないところがあります。昨年、一昨年と、なかなかちょっと手間のことがあって、特に昨年はかなりの量ありましたし、断念しましたけれども、やはりしたほうがいいだろうということで、このたび、するものでございます。

議長 以前にあったものは、自分でせないけん部分があったということですな。今回の申請については、自動的になりますということ。

事務局 すみません。以前ですね、2年度3年度には職権登記しておりませんので、中にはご自分でされた方もありますけども、このたび税務課とその辺りを確認しまして、されてない農地につきましては、追加でこのたび、2年度3年度分につきましても、職権登記で処理をするように今進めているところでございます。

農委13番委員 もう1つ。その地目はどういう具合になるんですか。1番右側に書いてある、山林とか宅地とか雑種地とか、こういう名目になるんでしょうか。

事務局 農業委員会のほうで回った見立ての地目としてはこうですけれども、最終的には法務局の登記官のほうでまた確認をされてのことになろうかと思いますが、概ね、右側にあるような地目ではないかと思われます。以上です。

農委4番委員 度々すみません。要は、今議決になった、この非農地だという、この件、

全てが職権登記で地目変更登記を大山町長が申請者で、職権登記するということですか。先ほど何か、必然的になったものはって言われたので、この中で、この筆については職権登記出来ない、しない、農業委員会としては、非農地だということで認めるけども、職権登記まではしないというものもあるという意味合いですか。

事務局

はい。この右側に書いてある現況の中で、概ね山林、原野あたりが職権での変更の対象にはなるんですけども、そうですね、宅地とか雑種地あたりは基本的には人的な要因で、農地でなくなったものがほとんどですので、ご自分でしていただく、地目変更していただく対象になるかと思います。基本的には、山林とか原野が、税務課のほうの申出で、地目変更の申出の対象となるものになります。

議長

分かりましたかいな。

農委4番委員

分かりました。

議長

宅地やなんかはそのまま残っちゃうということで、中には農地のままで、簡単に言うと。だけ、今見て原野とか、山林になっちゃったところはそのままでな、農地から除外されるということで登記が変わります。宅地、家の中に農地があったものはそのまま、農地では無いけど、宅地で残るっていうことか、逆に言えば。

農委1番委員

人為的に変えたものに関しては、職権登記の対象にならない。自然に、要するに荒れてしまって木が生えたり、山林化してしまったぶんに関しては、自然現象ということだけど、宅地にしたり雑種地にしたりというのは、誰かがそれをしようと思ってやっちょから悪質だということだね、はなから。

議長

それについては、自分でしなさいよっていうのがあるということで、一つ全部が全部ならないということですね、簡単に言うと。

現状によっては多少ずれがありますから、ちゃんと確認してくださいよってことしないと、みんな投げておいたなんて言っても、それは通りませんよっていうことですね。

(推委10番委員、挙手)

推委10番さん、はい。

推委10番委員 すみません。10番です。

ちょっと今のが、はっきり言葉が聞きとれてないので、もう1回確認で聞くのが1つと、法務局が、農委4番さんの言われる大山町長名で、届出が出たものに対して、自動的に地目変更がなされる。その中でも、法務局が現地を確認するようなことを先ほど言わされましたけども、再度、法務局が現地確認するんですか。

事務局

法務局のほうの流れっていうのは、正確なところは分からんんですけども、町のほうから法務局に申出を行いまして、恐らくは、現地確認なりをされるんじゃないかとは思いますけども、というところです。

農委4番委員

4番です。いいですか。

先ほどの件は、あくまで登記官が申請が出たものについては、基本は現地確認することになっているはずです。ただ、省略するかしないかは、登記官の考え方だけです。

推委10番委員 法務局。

農委4番委員 法務局じゃなくて、登記官。個人の問題ですので、法務局に勤めてる登記官の役目として、基本は現地確認することになりますけども、省略することもできるので、登記官が見たいと言えば見ますし「いや、いい」申請書どおりでいいと認めれば登記してしまいます。

推委10番委員 10番です。農業委員会がこうやって現地確認してですね、このたび、もう非農地ですよと、税務課と一緒に歩いて「ここはもう原野だね、山林だね、雑種地だね」と現地確認をして、ここに書いてあるね、それを申請されるわけだから、これまで農業委員会が認めたものについては法務局は確認しない、そのまんまっていうのが何かあったんですけども、そうじゃないということですね。今の農委4番さんの話ではね。

事務局のほうもそのような、把握ですか。

事務局 はい。そのような把握です。

推委10番委員 はい、ありがとうございました。

事務局 すみません。税務課も一部見ておりますけども、税務課の判断で、先ほどの登記官と同じように、見れるところは見てる、見てないところもあるのかなというふうに、写真とかですね画面も税務課のほうに提供しますので、それもそのまま法務局に行きますので、税務課の判断で、現地確認するかどうかは、税務課が判断するということでございます。

農委1番委員 登記のことまでは農業委員会は関係ない。これを提示するまで終わりでしょう。

議長 流れの説明がございましたが、最終的な部分については、うちらちが検討する場合じゃないということでございますので、あくまでも、これを確認するすますが、うちらちの仕事でございますので、農業委員会の仕事としての役目はっていうことで、今説明したのは、一般的に、こういうことで流れていきますという説明でございましたのでよろしくお願ひします。いいでしょうか、それで。

農委13番委員 もう1つ、すみません。ちょっと今さっき言った、地目の登記簿、畠とか原野とか書いてあるこれと、農地台帳、これがどういう具合になるかっていうことをお尋ねしたかったんです。それで、これがこの数字が全部消えてしまうと、これが大山町の農地からマイナスになってしまふと、次年度にはマイナスになてしまうということなのか、一部修正があって、さっきの山林とか原野とか、それ以外はそのままなのか、その辺のところをお聞きしたかったんです。

農委1番委員 農地じゃないだけ、農業委員会とは関係ないってことだがん。

農委13番委員 だから、これで書いてある地目とかね。

農委1番委員 だけ、この現状地目は関係ないと我々が認めたわけで
あって、だからもう農業委員会からこれを外しますよということ。

農委13番委員 どうか、その辺をね。

農委1番委員 いや、そのために申請しとるわけだけん。

議長 あんな、農委13番さん。これはあくまでも、これは農地から外しますよと
いう申請ですから、始めに謳ってあるように。だけ、農地でなくなるわけです、
全て。今まで農地だったものが、農地として利用されないで、原野になつたり
山林になつたもんですから、それを全て農地からなくなるという。あっても、
水田とか田畠にあっても、それがなくなっちゃうっちゅうことでしょ。

農委13番委員 だから、この地目って書いてあるところの登記簿等、農地台帳というの
は、これは含めて一切これなくなってしまうっていうことですかっていうことを
聞いた。

事務局 今回、集計表で上げておりますものについては農地の台帳から除外してしま
いますので、ここの面積がなくなってしまいます、というものになります。

議長 そういうことで、皆さん理解してもらったでしょうか。

次に進みます。いいでしょうか。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の規定により受理したので議決を求める。(詳細; 詳細は議案に明記)
事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局からご説明ございました。何かご質問があれば。

番号ですね、106番、それから番号130番を除いて、質問をお願いいた
します。

質問はないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。皆さん、ないの
で賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号106番の、農委3番さん(議事参与の制限のため)出てやってください。

(農委3番委員、退室)

番号106番について、質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委3番委員、入室)

議長 番号130番、農委10番委員さん（議事参与の制限のため）出てやってください。

（農委10番委員、退室）

番号130番について、何かご質問あれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

（農委10番委員、入室）

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので、意見を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）

事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局から説明ございました。

番号4番を除いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

番号4番を除いて、質問があればお願ひいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号4番の農委3番さん、（議事参与の制限のため）出て行ってください。

（農委3番委員、退室）

番号4番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

（農委3番委員、入室）

議長 41ページの賃貸借の解約について、これは読んでおいてやってください。
その他で何かございましたら。一括して、何かその他ありましたら。

議長 ないようですので、次の定例農業委員会を3月10日、金曜日、午後3時から中山改善センターでございますが、どうでしょうか。

異議なしということになっておりますので、3月10日、金曜日、午後3時から中山改善センターでございますので、出席のほう、よろしくお願ひいたし

ます。

現地確認当番は推委1番委員、農委13番委員さん、農委9番委員さん、よろしくお願ひいたします。

その他について、何かありましたらお願ひいたします。

何かないようですので、以上をもちまして、定例農業委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

江原 宏昭

議事録署名委員

前田 繁昌

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。